

山梨県公報

号外第五号

平成三十一年

二月一日

金 曜 日

葎崎地区土砂流出防備保安林
多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林

五五〇・九七ヘクタール
七二二・二一ヘクタール
一八・〇六ヘクタール
一、一三九・七五ヘクタール
一六〇・九九ヘクタール
一二八・九二ヘクタール
一六九・一三ヘクタール

目次

公 告

○平成三十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

●平成三十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
 平成三十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法
 律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次
 のとおり公表する。

平成三十一年二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇六・六八ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・〇五ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一五五・五三ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・一八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七七二・五八ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・五三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・〇一ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、〇八六・九四ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番